

## 田原市火災使用消火器の取替えに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、田原市内で発生した火災の初期消火等に使用した消火器の取替えに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象消火器)

第2条 取替えの対象となる消火器（以下「対象消火器」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第25条第1項に規定する者（以下「応急消火義務者」という。）以外の者が所有する消火器で、田原市消防本部管内において発生した火災（消防機関が覚知した火災とする。事後聞知火災を含む。）において消火活動に使用され、消防職員がその使用を確認したもの

- (2) その他、消防長が認めたもの

### (対象外となる消火器)

第3条 取替えの対象外となる消火器は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急消火義務者が所有する消火器
- (2) 消防法第2条第3項に規定する消防対象物に設置されている消火器のうち、当該対象物の火災で使用した消火器
- (3) 大規模災害等により火災が多発した場合に使用した消火器
- (4) 大型消火器

### (取替え申請)

第4条 対象消火器の取替えを希望する者（以下「申請者」という。）は、田原市火災使用消火器取替え申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

### (取替えの決定及び通知)

第5条 消防長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、取替えを適当と認めたときは、取替えを決定し、田原市火災使用消火器取

替え決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（消火器の取替え）

第6条 消防長は、前条の規定により、取替えを決定した場合は、当該消火器を同等の消火器に速やかに取り替えるものとする。

2 前項の規定により消火器を取り替えられた者は、取替え消火器受領書（様式第3号）を消防長に提出するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

田原市火災使用消火器取替え申請書

年　月　日

田原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

田原市火災使用消火器の取替えに関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

消火器の種類	
消火器の大きさ	
消火器使用火災 の発生日・場所	年　月　日 田原市　　町地内

様式第2号（第5条関係）

田原市火災使用消火器取替え決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のありました田原市火災使用消火器の取替えについては、取替えを決定しましたので、田原市火災使用消火器の取替えに関する要綱第5条の規定により通知します。

様式第3号（第6条関係）

取替え消火器受領書

年　　月　　日

田原市長 殿

受領者氏名

下記の消火器を受領しました。

記

消火器の種類	
消火器の大きさ	